

中津川市介護福祉士修学資金

貸付制度条例の制定について

★中津川市議会で制定されました。

★本校受検予定者及び本校在学生在が活用できます。

(1)目的

介護福祉士の資格取得を目指す高校生に対し、介護人材確保に加えて若者の地元定着につなげるために制定する。

(2)貸付対象者

市内福祉系高校に在学する者で、介護福祉士の資格所得をする意欲があり、卒業後に市内に住所を有し、市内の介護施設等の業務に貸付年数の2倍の年数(上限5年)以上従事しようとする者

(3)貸付金額

月額2万円以内、無利子

(4)貸付期間

高校在学中(36月を限度とする)

(5)返還免除の要件

卒業後1年以内に介護福祉士の登録をして、市内に住所を有し、市内の介護施設等で貸付け年数の2倍の年数(上限5年)従事した場合